

証券コード 4170
2022年3月11日

株 主 各 位

東京都港区白金1丁目27番6号
株式会社Kaizen Platform
代表取締役 須藤 憲司

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大リスクを避けるため、適切な感染防止を実施したうえで本株主総会を開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、ご出席に代えて書面又はインターネットによって行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において議案に対する賛否を入力されるか、いずれかの方法により2022年3月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年3月29日（火曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝4丁目1番23号
三田NNビル地下1階 三田NNホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第5期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件（場所の定めのない株主総会）
第2号議案 定款一部変更の件（株主総会参考書類等の電子提供措置の導入）
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

5頁～7頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

以 上

- ・ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ・ 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://kaizenplatform.com/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ① 事業報告：直前3事業年度の財産及び損益の状況、主要な事業内容、主要な営業所、使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、株式の状況、新株予約権等の状況、責任限定契約の内容の概要、社外役員に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ② 連結計算書類：連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ③ 計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ④ 連結計算書類に係る会計監査報告
- ・ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<https://kaizenplatform.com/ir/>

【ご来場される株主様へのお願い】

- ・ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防策へのご配慮をお願い申し上げます。
- ・株主総会会場において、感染拡大防止のための必要な対応（入場者数制限のため、入場をお断りする可能性があること、発熱や咳などの症状を有する株主様にご入場をお断りすることや退場をお願いすること等）を講じる場合がありますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・感染拡大防止のため、会場内は座席数の間隔を広げ、着席可能な座席数を大幅に減らして運営を行います。
- ・当社株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・アルコール消毒液を設置いたします。手指のアルコール消毒にご協力ください。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止及び株主の皆様の安全を第一に考え、本年の株主総会は、議事及び規模を短縮・縮小し実施いたします。株主総会の様子はご自宅でもご覧いただけるよう映像を当社ウェブサイト（アドレス <https://kaizenplatform.com/ir/>）にて事後配信いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年3月29日(火) 午前10時00分
(受付開始：午前9時30分)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年3月28日(月) 午後6時00分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月28日(月) 午後6時00分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

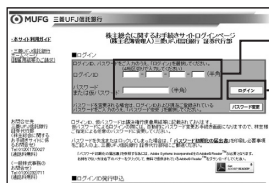
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

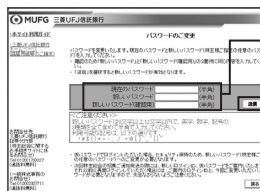


「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック



③ 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル0120-173-027（9：00～21：00、通話料無料）

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年3月28日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要に
なります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードで
のログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行
ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様
のご負担となります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（場所の定めのない株主総会）

1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）施行により、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することが可能となりました。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、本株主総会での決議を条件として生じるものとします。また、改正後の産業競争力強化法に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに關する経済産業大臣及び法務大臣の確認は受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第12条 （株主総会の招集） 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。 (新 設)	第3章 株主総会 第12条 （株主総会の招集） 1. (現行どおり) 2. <u>当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第2号議案 定款一部変更の件（株主総会参考書類等の電子提供措置の導入）

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

第3号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（6名）は、任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

再任

す どう けん し
須藤 憲司

生年月日

1980年4月19日

所有する当社の株式数

3,899,300株

略歴、当社における地位及び担当

2003年4月	(株)リクルート (現(株)リクルートホールディングス) 入社
2011年4月	(株)リクルート アドオプティマイゼーション推進室 推進室長
2013年3月	KAIZEN platform Inc.設立
2013年7月	KAIZEN platform Inc. Co-founder&CEO就任
2017年4月	当社 設立 取締役就任 Kaizen Platform USA, Inc. President就任 (現任)
2017年6月	当社 代表取締役就任
2019年1月	当社 代表取締役兼執行役員就任
2020年4月	(株)DX Catalyst 取締役就任 (現任)
2021年3月	当社 代表取締役執行役員CEO就任 (現任)

重要な兼職の状況

(株)DX Catalyst 取締役

取締役候補者とした理由

須藤憲司氏は、創業以来当社の代表取締役として経営の指揮を執り、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行に重要な役割を果たしております。その実績を活かし当社の企業価値の向上への寄与が期待出来ることから、同氏を引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 2

再任

た か さ き は じ め
高崎 一

生年月日

1978年7月1日

所有する当社の株式数

40,000株

略歴、当社における地位及び担当

2002年4月	(株)リクルート (現(株)リクルートホールディングス) 入社
2012年1月	(株)マクロミル入社
2012年7月	(株)マクロミル 執行役員経営戦略室長就任
2013年10月	(株)マクロミル 上席執行役員経営戦略室兼経理財務本部担当就任
2019年3月	当社 入社
2019年6月	当社 執行役員就任
2021年3月	当社 取締役執行役員CFO就任 (現任)

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

高崎一氏は、上場企業等におけるCFOとしての豊富な経験を有しており、当社入社以来資金調達や株式上場に従事し、ファイナンス領域において重要な役割を果たしております。その実績を活かし当社の企業価値向上への寄与が期待出来ることから、同氏を引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 3

再任

社外

独立役員

すぎやま まさのり
杉山 全功

生年月日

1965年4月16日

所有する当社の株式数

— 株

略歴、当社における地位及び担当

2000年6月 (株)インデックス入社
2004年1月 (株)ザッパラス入社
2004年3月 (株)ザッパラス 代表取締役社長就任
2007年7月 (株)ザッパラス 代表取締役会長兼社長就任
2011年6月 (株)Synphonie (現(株)enish) 代表取締役社長就任
2014年6月 地盤ネットホールディングス(株) 取締役就任 (現任)
2014年12月 (株)アイレップ 取締役就任
2018年8月 (株)自律制御システム研究所 (現(株)ACSL) 取締役就任 (現任)
2020年8月 当社 社外取締役就任 (現任)

重要な兼職の状況

地盤ネットホールディングス(株) 取締役
(株)ACSL 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉山全功氏は、複数の上場企業における取締役としての豊富な経験を有しており、経営全般についての助言・提言を期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号 4

新任

社外

独立役員

すぎた ひろあき
杉田 浩章

生年月日

1961年2月14日

所有する当社の株式数

100,000株

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月 (株)日本交通公社 (現(株)JTB) 入社
1994年4月 (株)ボストン・コンサルティング・グループ入社
2007年5月 (株)ボストン・コンサルティング・グループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー就任 (現任)
2016年1月 (株)ボストン・コンサルティング・グループ 日本代表就任
2021年3月 ユニ・チャーム(株) 社外取締役監査等委員就任 (現任)
2021年4月 早稲田大学大学院経営管理研究科 教授就任 (現任)
2022年1月 STRIVE(株) エグゼクティブ・パートナー就任 (現任)

重要な兼職の状況

ユニ・チャーム(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉田浩章氏は、外資系コンサルティング会社の日本代表を務めるなど、デジタルイノベーションや新規事業開発、コーポレートガバナンスに関わる豊富な支援経験を有しております。その実績を活かし当社の企業価値向上への寄与が期待できることから、同氏を取締役候補者としてしました。

候補者番号

5

新任

社外

独立役員

すぎの はら あきこ
杉之原 明子

生年月日

1986年11月20日

所有する当社の株式数

— 株

略歴、当社における地位及び担当

2010年 4月	(株)ガイアックス入社
2014年10月	アディッシュ(株) 取締役管理本部長就任
2020年 3月	アディッシュ(株) 取締役組織戦略室管掌就任
2021年 1月	アディッシュ(株) 取締役就任 (現任)
2021年 4月	特定非営利活動法人みんなのコード COO就任 (現任)
2021年 5月	スローガン(株) 社外取締役就任 (現任)

重要な兼職の状況

アディッシュ(株) 取締役
スローガン(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉之原明子氏は、ベンチャー企業における事業経験とマネジメント経験を有するとともに、また、組織戦略におけるジェンダーギャップの解消やダイバーシティの推進に積極的に取り組んでおり、その実績を活かし当社の企業価値向上への寄与が期待できることから、同氏を取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 杉山全功氏は社外取締役候補者であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって、1年8ヶ月であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引続き独立役員とする予定です。
 3. 杉田浩章氏及び杉之原明子氏は、新任の社外取締役候補者であります。また、当社は、本議案の承認可決を条件として、両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
 4. 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、杉山全功氏は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定です。また、本議案が承認された場合、社外取締役となる予定の杉田浩章氏及び杉之原明子氏との間においても、同内容の契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟敗訴時の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内とご承認いただいております。

今般、当社の取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年35,000株以内といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は6名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決され、候補者が就任することを前提としますと、対象取締役は、5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年35,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告22頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあり、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されております。

当社グループの事業は必ずしも対面によることが必要とされるものではなく、オンラインによる非対面でのコミュニケーションによってもクライアントへのサービスの提供が成立することから、事業への影響は限定的でありました。しかし、クライアントの予算凍結や見直しにより、商談や受注の遅れが生じた結果、一時的に売上高に影響がございましたが、非対面やリモートといったオンラインでの企業活動が求められた結果、企業のDX化が加速しており、その動向を商機とするために、DXに関するクライアントへのソリューションを拡充することにより、売上高は成長基調を維持しております。

国内コンサルティングサービス市場は、2025年には1兆2,551億円に達すると予測され(注1)、インターネット広告の市場規模は2兆円を超えて(注2)、テレビ広告を凌駕する規模にまで成長し(注3)、5G携帯端末の販売台数は2027年度には2,686万台に達すると予測され(注4)、5G化に伴って動画広告は2020年から3年間で2.4倍になると見込まれております(注5)。マーケティング領域でのデジタル化はさらに進んでいくと想定される中、当社グループの事業機会はさらに拡大していくものと考えています。

また、日本国内のDX市場は2020年に1兆3,821億円の規模と想定され、2030年には5兆1,957億円の規模にまで成長すると予測されており(注6)、DXの市場拡大は当社グループのさらなる展開につながっていくものと考えております。

このような経営環境の中、当社グループはUX/DXソリューション及び動画ソリューションの既存顧客の契約継続及び新規顧客の獲得に注力するとともに、新サービスの投入、プロダクトの開発・改善、顧客数増加に向けたマーケティングなどの先行投資を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,260,042千円(前連結会計年度比34.0%

増)、営業利益45,720千円(前連結会計年度比95.6%増)、経常損失25,627千円(前連結会計年度は36,435千円の経常利益)、親会社株主に帰属する当期純損失101,657千円(前連結会計年度は107,382千円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

出典

- (注1) International Data Corporation(IDC)「国内コンサルティングサービス市場 支出額 予測、2021年~2025年」
- (注2) ㈱電通「2020年 日本の広告費」
- (注3) 同上。2020年のテレビの広告費は1兆6,559億円
- (注4) ㈱野村総合研究所「2027年度までのICT・メディア市場の規模とトレンドを展望」
- (注5) ㈱サイバーエージェント、㈱デジタルインファクト「2021年 国内動画広告の市場調査」
- (注6) ㈱富士キメラ総研「2022 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」

セグメント別の状況は次のとおりであります。

UX/DXソリューションは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化によりリモートワークの導入など企業のデジタル活用が進む中、Webサイト改善を入口とし企業のDX支援のコンサルティングや人材育成のサポートなど周辺領域への事業拡大が進んでおります。緊急事態宣言等の影響で一部の小売・サービス業との取引終了が発生したものの、金融、B to B、高単価のB to Cサービスを提供する業種を中心に、非対面チャネル強化が主要テーマとなり強い新規需要が続いております。

この結果、売上高は1,448,403千円(前連結会計年度比30.1%増)、セグメント利益は26,691千円(前連結会計年度比76.0%減)となりました。

動画ソリューションは、拡大する顧客の動画広告制作のニーズに加え、動画活用方法の変化により従来の小売りやB to C企業だけでなくB to B企業の受注が増加するなど制作する動画の多様化が進みました。また、コロナ禍において進みつつある動画活用の需要を捉え、商品ライナップの強化や積極的な営業活動を行いました。

この結果、売上高は811,638千円(前連結会計年度比41.6%増)、セグメント利益は19,028千円(前連結会計年度は88,010千円の損失)となりました。

事業別売上高

事業区分	第4期 (2020年12月期) (前連結会計年度)		第5期 (2021年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
UX/DXソリューション	1,112,984千円	66.0%	1,448,403千円	64.1%	335,418千円	30.1%
動画ソリューション	573,376	34.0	811,638	35.9	238,261	41.6
合計	1,686,361	100.0	2,260,042	100.0	573,680	34.0

② 設備投資の状況

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は269,355千円であります。その主な内容は、弊社がお客様に提供しているソフトウェアプラットフォームへの設備投資となります。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はございません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はございません。

③ 資金調達の状況

2021年1月20日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資により総額399,544千円の資金調達を行いました。

株式会社ディーゼロの株式取得に必要な資金として2021年8月11日に金融機関より長期借入金421,000千円の調達を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し今後の売上が継続的に減少した場合等に対処すべく、金融機関とのコミットメントライン契約1,300,000千円を締結しております。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

2021年8月11日付で株式会社ディーゼロの発行済株式70.2%を取得し連結子会社といたしました。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Kaizen Platform USA, Inc.	500千米ドル	100.0%	米国における動画ソリューションの展開
株式会社ディーゼロ	45,000千円	70.2%	Webサイトの企画・制作

(注) 2021年8月11日付で株式会社ディーゼロの株式を取得し、連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の事項を主要な課題と捉えております。

① サービス認知度の向上、新規顧客の獲得

当社グループが今後も高い成長率を持続していくためには、当社グループのサービス認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを利用したマーケティング・広告活動・大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

② グロースハッカーネットワークの健全な拡大 (注)

当社グループのソリューションはプラットフォーム上のグロースハッカーネットワークを活用して提供されており、グロースハッカーネットワークの健全な拡大により、当社グループの競争力をより高めていくことができると考えております。

そのため、教育機関との連携によるグロースハッカーの育成、グロースハッカーが互いのノウハウや知識共有することができるコミュニティの運営及びトップレベルのグロースハッカーを表彰する「Growth Hacker Awards」の開催等を通じて、グロースハッカーネットワークの健全な拡大を目指してまいります。

(注) グロースハッカー…Webサイトの効果や収益を高め、企業やサービスを成長させる施策を行う人材の総称。

③ システムの安定性強化

当社グループは、インターネットを介したサービスを展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しておりません。

そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、そのための人員確保、教育・研修などを継続的に行ってまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループは、グロースハッカーの個人情報保有しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

⑤ 組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社グループは、今後更なる事業拡大を推進するにあたって、従業員のモチベーションを引き出す目標管理制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、当社グループの企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、様々な分野で活躍できる優秀な人材の採用に取り組んでおります。組織設計においては少人数単位でのチーム制を採用すると同時に、チーム毎の自律性を促すよう権限の委譲を推し進めることで意思決定の質とスピードを維持するなど、従業員のパフォーマンスを最大化させる取り組みを継続していく方針であります。

当社グループは、持続的企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、内部統制及びコンプライアンスの強化に取り組んでおります。関係法令・規則の遵守、役職員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、社内教育を行ってまいります。また、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置して、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する体制を取っており、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図っていく方針であります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループは、リモートワークの推奨や会議室における座席間隔の確保等を実施し、柔軟に事業を継続できる体制の整備に努めております。今後におきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響を注視するとともに、想定外のリスクや不測の事態を想定し、経営環境の変化に臨機応変に対応できる体制の構築を図ってまいります。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役兼執行役員	須 藤 憲 司	全社 (株)DX Catalyst 取締役
取締役兼執行役員	海 本 桂 多	UX事業推進部・動画事業推進部・事業統括部・経営企画部 (株)DX Catalyst 取締役 (株)ディーゼロ 取締役
取締役兼執行役員	高 崎 一	経理財務部
取締役兼執行役員	渡 部 拓 也	プロダクション部
取 締 役	松 山 知 英	(株)エヌ・ティ・ティ・アド取締役経理局長・考査室長 (株)DX Catalyst 監査役
取 締 役	杉 山 全 功	地盤ネットホールディングス(株) 取締役 (株)ACSL 取締役
常 勤 監 査 役	小 田 香 織	(株)グッドコムアセット 監査役 (株)ラバブルマーケティンググループ 監査役
監 査 役	五 宝 滋 夫	シライ電子工業(株) 取締役監査等委員 (株)一家ホールディングス 取締役監査等委員
監 査 役	林 依 利 子	依利法律事務所 所長 (株)チェンジ 取締役 ERIO(同)代表社員

- (注) 1. 取締役松山 知英氏及び杉山 全功氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小田 香織氏、五宝 滋夫氏及び林 依利子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役小田 香織氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役杉山 全功氏、社外監査役小田 香織氏及び五宝 滋夫氏並びに林 依利子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用を填補することとしております。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2022年2月24日開催の取締役会において当該決定方針を改定しております。当該各取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会に諮問し、答申を受けております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が2021年2月18日開催の取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に従うものであると判断しております。

上記改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針の概要

当社は下記方針に基づき、取締役の個人別の報酬を決定いたします。

- ・上場企業として、経営ビジョンに基づく企業価値最大化を実現する報酬制度とする。
- ・有能な人材の確保や動機付けを可能とする競争力ある報酬水準と内容とする。
- ・企業フェーズや事業環境の高ボラティリティ・高リスクを踏まえ、柔軟性のある制度とする。
- ・透明性が高く、過度な運用負荷のない簡易で明瞭な制度とする。

当社は固定報酬に加え、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与いたします。非金銭報酬等が報酬全体に占める割合は、固定報酬の30%の範囲内で設定いたします。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、取締役会において任意の報酬委員会に委任する旨を決議しております。

報酬委員会は権限の適切な行使のため、社外取締役を過半数とし、社外取締役を議長とし、毎期3月の取締役会にて委員を選任しております。

c. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する事項

固定報酬は、代表取締役を基準として役位別の係数を設定し、個人別の実績・成果を勘案して決定し、毎月固定額を支払うものとしております。

譲渡制限株式は、付与数は役位及び職責に応じて、付与時の当社株価、株式市場への影響、当社の財務状況等を勘案して決定いたします。

取締役の個別の報酬の決定は報酬委員会に委任しており、毎年3月もしくは4月に決定いたします。

d. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額1億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会最終時点の取締役会の員数は6名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額2,500万円以内と決議されております。当該定時株主総会最終時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

ロ. 個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の委任に関する事項

a. 委任を受ける者の氏名又は当社における地位若しくは担当

当社は、任意の報酬委員会を設置しており、個人別の報酬等の内容については、「報酬委員会規程」に定めるところにより取締役会の決議によって取締役の中から選定された委員で構成する報酬委員会に委任するものとします。

b. 委任する権限の内容

取締役会は、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」で定められる範囲、かつ法令及び定款上可能な範囲において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を報酬委員会に委任するものとします。

c. 委任する権限が適切に行使されるための措置の内容

取締役の報酬等に関する透明性を高めるため、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を社外取締役が占める報酬委員会を設置します。報酬委員会は、議決に加わることができる委員の過半数が出席して審議し、その過半数をもって決議することとし、報酬委員会の委員長は、取締役会の決議によって社外取締役から定めるものとします。また、報酬委員会規程に基づき、特別の利害関係を有する委員は議決に加わることができないこととし、取締役会が委任した権限が適切に行使されるようにしております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	79,799千円 (4,500)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	12,600 (12,600)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	92,399 (17,100)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額1億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額2,500万円以内と決議いただいております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,106,421	流動負債	274,833
現金及び預金	2,750,048	買掛金	111,992
売掛金	298,840	未払金	26,811
前払費用	47,568	関係会社未払金	22,794
その他	9,963	未払費用	47,152
		未払法人税等	16,004
固定資産	1,118,794	未払消費税等	17,608
有形固定資産	2,051	前受金	20,736
工具、器具及び備品	2,051	預り金	11,733
		固定負債	1,522,148
無形固定資産	484,985	長期借入金	671,000
ソフトウェア	352,987	関係会社長期借入金	851,148
ソフトウェア仮勘定	72,721	負債合計	1,796,981
のれん	59,275	(純資産の部)	
投資その他の資産	631,757	株主資本	2,427,843
投資有価証券	77,305	資本金	1,734,671
関係会社株式	480,552	資本剰余金	1,734,671
繰延税金資産	47,374	資本準備金	1,734,671
敷金及び保証金	26,525	利益剰余金	△1,041,499
		その他利益剰余金	△1,041,499
資産合計	4,225,216	繰越利益剰余金	△1,041,499
		新株予約権	390
		純資産合計	2,428,234
		負債純資産合計	4,225,216

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,050,313
売 上 原 価	1,187,411
売 上 総 利 益	862,901
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	898,558
営 業 損 失	35,656
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,035
業 務 受 託 料	17,515
そ の 他	921
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	26,384
為 替 差 損	36,654
株 式 交 付 費	1,398
支 払 手 数 料	7,709
そ の 他	3,317
経 常 損 失	89,648
税 引 前 当 期 純 損 失	89,648
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,875
法 人 税 等 調 整 額	33,523
当 期 純 損 失	126,047

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社Kaizen Platform

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原正三
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原山精一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Kaizen Platformの2021年1月1日から2021年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

株式会社Kaizen Platform 監査役会

常勤監査役 小田香織 ㊟
(社外監査役)

監査役 五宝滋夫 ㊟
(社外監査役)

監査役 林依利子 ㊟
(社外監査役)

以上

株主総会会場ご案内図

会場 三田NNビル地下1階 三田NNホール
住所 東京都港区芝4丁目1番23号
電話 03-5443-3233

(昨年の定時株主総会と会場が異なります。ご来場の際は、お間違いのないようご注意ください。)



交通機関 JR山手線・京浜東北線 田町駅（三田口より徒歩約5分）
都営地下鉄 浅草線・三田線 三田駅（A9出口より徒歩約2分）

（ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。 ）

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染症の状況やご自身の体調にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。